

「法と経済学」を司法試験の選択科目に

2009年7月5日

法と経済学会 総会決議



「法と経済学」を司法試験の選択科目とするべきである。

1. 法学としても確立

科目として範囲が明確化し、法解釈学においても、法と経済学が着実に定着し、体系化・標準化も進んでいる。

2. 法科大学院における法と経済学の開講講座数も着実に増大している

法と経済学を開講している法科大学院数は、2004年度には20校であったが、2009年度には30校（全国77校中の約4割）へと1.5倍に増大した。

3. 実務への貢献も高まりつつある

特に、会社法、独占禁止法、行政法、契約法、不法行為法などの分野では、学際的な法と経済学分析を踏まえて、判例、行政実務、民間の経営戦略などに法と経済学の知見が広く活用されつつある。

4. 法と経済学は、政府の選択科目見直し方針に整合する

法と経済学は、「今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討する」（「規制改革推進のための3か年計画」2007年6月22日閣議決定）という観点に合致する。法と経済学は上のように、実務的重要性、社会的有用性を増しつつある。また法と経済学は、実定法科目分野の違いを超えて普遍性、汎用性を有しているとともに、社会における法サービス需要の中で法と経済学が必要とされる場面も着実に増大しつつある。さらに、そうした法サービス需要に応える法と経済学的知見も、着実に蓄積されつつある。